本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について

1 趣旨

■ 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の一部改正を踏ま え、「本庄市個人情報保護条例」と「本庄市情報公開条例」の一部を改正します。

2 目的

■ 個人情報保護法で個人情報の定義等が変更されることに合わせて、現行の規定を改正 し、国の法令との整合性を図ります。

3 主な改正内容

(1) 本庄市個人情報保護条例の一部改正

ア 個人情報の定義に遺伝子データ等の個人識別符号を追加

現 行	改正後
氏名、生年月日等により特定の個人を識別	特定の個人を識別できる個人情報とし
できるものを個人情報として定義	て、個人識別符号を新たに定義し、明確化

(個人識別符号の例) 遺伝子データ、顔認証データ、運転免許証番号など

イ 個人情報保護法の改正に伴う文言の変更

現行	改正後
思想、信条及び宗教に関する個人情報並び	要配慮個人情報
に社会的差別の原因となり得る個人情報	

(要配慮個人情報の例)信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など

ウ その他、文言の整理

(2) 本庄市情報公開条例の一部改正

ア 非公開情報となる個人に関する情報の明確化

現 行	改正後
氏名、生年月日等により特定の個人を識別	個人に関する情報に電磁的記録に記録
できるものを個人に関する情報として規定	されたものが含まれる旨を追加

イ その他、文言の整理

4 施行期日

■ 公布の日